

原子力損害賠償紛争審査会による現地視察結果について

1. 日時

令和元年 7 月 2 4 日（水）～7 月 2 5 日（木）

2. 目的

中間指針等に基づく賠償の実施状況を確認するため、被災地域の現場を視察すること

3. 視察委員

鎌田会長、大塚会長代理、内田委員、織委員、樫見委員、富田委員、中田委員

4. 視察先

○ 2 4 日（水）

富岡町 夜ノ森駅周辺、中央商店街を視察。
富岡町役場において、宮本町長等と意見交換。

大熊町 大野駅周辺、大川原地区を視察。
大熊町役場において、石田副町長、鈴木議長等と意見交換。

○ 2 5 日（水）

榎葉町 Jヴィレッジ、ここなら商店街を視察。
ここなら商店街交流館において、松本町長等と意見交換。

高野病院（広野町）において、高野理事長と意見交換。

双葉町 双葉南小学校、特定復興拠点外の民家を視察。
国道 6 号線沿いふれあい広場において、伊澤町長、佐々木議長等と意見交換。

浪江町 バス内より町内一円を視察。
浪江町役場において、吉田町長等と意見交換。

原子力損害賠償紛争審査会による現地視察における
被災自治体等の主な御発言

原子力損害賠償紛争審査会事務局

【富岡町】

- ・ADRセンターにおける和解仲介手続きにおいて、被害者側は和解案を受諾しているにもかかわらず、東京電力が和解案を拒否する事例が出ているため、東京電力にしっかりと指導をしてほしい。また、和解成立事例で共通する物については、中間指針等へ反映してほしい。
- ・営業損害について、2年分の一括賠償が終わった後、個別請求が900件あるが、そのうち支払われたものは14件しかないと承知している。いったいどのように請求すれば対応してもらえるのか。東京電力からは、支払われない理由は教えてもらえず、ただ書類が返ってくるだけということもある。
- ・帰還している住民はまだ少ない。富岡町は避難指示の解除まで6年を要したこともあり、避難先に生活の拠点ができているというのが大きな原因であると思う。もう一度ふるさとに目を向けてもらうための施策を展開しつつ、戻る町民だけでなく新たな町民を呼び込むため、子育て支援や定住化に向けた住宅支援等の取組も進めている。

【大熊町】

- ・本年4月に一部の地域が避難指示解除になったが、まだ住民の96%が帰還できてないという厳しい状況にある。避難指示が解除されても、住民はすぐには戻ってこない。避難先で子育てや介護をしている方が、ひと段落して10年、20年後に戻ってくるという場合もあると考えている。
- ・営業損害について、一括賠償の後の個別請求に対して、実際に支払われている件数が少ない。急に間口を閉じられたような印象で、そもそも請求を諦めている方も多くいる。
- ・我々は原子力災害によって、雲を掴むような業務を成し遂げなければならなくなった。何をすればいいのか正確な答えは無い。ただ、住んでいてよかった、安心して生活できたというような取組を進めたい。

【檜葉町】

- ・精神的損害や財物損害については、大部分の賠償が支払われている

と承知しているが、一部まだ請求をしていない住民もいる。御自身の思いとして、賠償金をもらうべきではないと考えている方もいると聞いている。賠償自体を知らずに、そもそも請求をしないでいるという方はほとんどいないと考えている。

- ・今後の町づくりの柱として、「教育」「農業」「健康」という3つを掲げている。教育政策においては、「日本一の教育環境を目指す」ことを掲げ、様々な取組を進めている。子どもたちは宝であり、思いつく施策をどんどんスピード感をもって取り入れている。
- ・基幹産業である農業については、以前から盛んであった稲作の再開を進めるとともに、新たな取組として、収益率の高いさつまいもの栽培をはじめており、稲作とさつまいもの二本柱で進めている。

【高野病院】

- ・東京電力の賠償に対する態度を改善してほしいと考えている。原発事故がなければ流出しなかった医療・介護専門職の補てんに要した費用を単なる「病院の経営判断（だから賠償を支払う必要がない）」でかたづけられた。「個別に丁寧に対応」し、「誠意をもって十分な対応」をしてほしい。
- ・ADRセンターが示す和解案に強制力がないため、賠償手続きや議論が進まないのではないか。
- ・度重なる東京電力からの資料請求や、被害者からの質問への回答遅延、当初説明や議事録内容の翻意が、結果的に和解遅延を助長していると感じている。
- ・当地域において、東電の事故が原因でない損害など何一つないということをも国も東電も再認識していただきたい。

【双葉町】

- ・長期に渡る避難生活により、家庭環境が崩壊し、避難先に馴染めずいじめや孤独感が増している町民がいる。双葉町は避難指示が出された市町村で唯一全町避難継続中の町であるという状況を理解し、町民の実態把握をした上で、指針の見直しや生活支援策を検討頂きたい。
- ・来年春に予定している避難指示の一部解除は、住民の帰還を伴わない特殊な解除であることを原賠審の委員には理解した上で審議をお願いしたい。
- ・ADRセンターは公平かつ迅速に裁判より簡素化した対応をするための組織であるにも関わらずその和解案を東京電力が拒否していることについては、誠に遺憾である。

- ・未だに賠償請求権を行使していない本賠償未請求者がいるという事は把握している。ただし、未請求者の情報は個人と東京電力の案件になるため、詳細情報は町では把握していない。賠償の権利を有していることを理解していない対象者への周知が完了していない状態で未請求者が請求権を失うことがないように、時効の延長を含め検討頂きたい。

【浪江町】

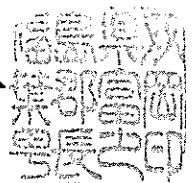
- ・復興がなかなか進まない。農地の大規模太陽光発電や中心市街地の家屋解体等があり、町を元に戻すことは不可能。地域コミュニティ破壊が深刻であり、再構築は困難なうえ避難先でも孤独を感じている。今もって精神的苦痛は続いており、月額 10 万円では慰謝されていない。
- ・集団申立ての打切り後に住民説明会を行い、ADRセンターへの再申立て等を促進しているが、申立て件数は伸びない。町の進めた申立てが東電の拒否により長期化したうえ白紙となり、期待が裏切られ、個人で申立てても仕方がないと諦めが加速した。
- ・東京電力は「被災者に寄り添う」と言い、国も指導しているが実現していない。中間指針を改めてもらい、東京電力に原因者としての責任を果たしてもらいたい。

原子力損害賠償紛争審査会
会長 鎌田 薫 様

原子力損害賠償に係る要望書

令和元年7月24日

福島県富岡町長 宮本 皓一



要 望 書

当町は、平成29年4月に帰還困難区域を除き避難指示が解除され、この二年間、ふるさとを未来につなげるため、町内生活に対する不安を払しょくする安全・安心の確保や更なる生活環境の充実、全国各地で生活をせざるを得ない町民への支援など、多岐にわたる復興事業に全力で取り組んできました。

また、昨年度より帰還困難区域の本格的な再生に着手するなど、復興に向けた取組を着実にすすめています。7月1日時点における町内居住者は1,064人と依然として、個々の生活再建や商工業者等の事業再開が思うように見られない等、ふるさとで暮らすことに対する町民の不安払しょくには至っておらず、ふるさとへの帰還を目指すも避難を継続せざるを得ない状況が続いています。

ついては、当町の実情を認識し、「ふるさと富岡」の発展的な復興と町民の生活再建を実現するため、町民や町内事業者等に寄り添って丁寧に取り組み、被害の実態に見合った賠償を迅速かつ確実に行えるよう改めて審議し指針へ反映くださるよう、下記のとおり要望いたします。

記

1. 公正、かつ、適正な損害賠償

個別事情に基づく損害賠償については、既に東京電力ホールディングス(株)が賠償された事例や原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解成立事例を分析・類型化し、共通する賠償項目が全ての被災者に公平、かつ、適正に賠償なされるよう改めて審議し、具体的に指針へ示すこと。

2. 営業損害における一括賠償以降の対応

営業損害賠償については、損害が継続する理由等を正確に把握するとともに、東京電力ホールディングス(株)において一括賠償以降も的確な賠償がなされるよう改めて審議し、具体的に指針へ示すこと。

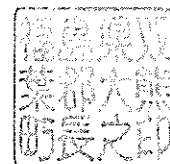
原子力損害賠償紛争審査会

会長 鎌田 薫 様

原子力損害賠償に係る要望書

令和元年7月24日

大熊町長 渡辺 利綱



大熊町議会議長 鈴木 光一



東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から約8年4ヵ月が経過しました。全町避難を強いられていましたが、本年4月10日に、居住制限区域である大川原地区、避難指示解除準備区域である中屋敷地区の避難指示が解除されました。しかし、対象となる住民は、町の総人口の3.5%とわずかであり、今もなお、県内外での避難生活が続いております。

当町では、避難先での生活支援と帰還のための環境整備を進め、本年4月に大川原地区で役場新庁舎が開庁、6月からは災害公営住宅の入居を開始するなど、ふるさとでの復興に向けた取り組みが進展しております。

しかし、このように復旧・復興に向けた取り組みを進めているところですが、帰還した町民は、医療や生活環境に対する不安を抱え、また、いまだ避難を余儀なくされている町民は、避難生活の長期化に伴い、将来への展望が描けないことによる不安を抱え続けております。

そのため町では、町民が今後も安心した生活を送れるよう、昨年度の原子力損害賠償紛争審査会による現地視察の際、要望書を提出させていただきましたが、指針については直ちに見直しが必要とは考えてないと見解が示されました。

国策として推進してきた原子力発電所の事故により、苦痛を強いられている町民及び事業者の状況を十分に認識いただきたいことから、改めて、以下の4点について審議し、指針に示していただきたく、強く要望いたします。

記

1. 帰還困難区域が町土の大部分を占める状況を踏まえた賠償について

帰還困難区域が町土の大部分を占める状況を踏まえ、今後も多くの町民は避難生活が継続し、長期化に伴う精神的苦痛は増すばかりである。

避難生活が続く間、また、帰還若しくは移住をしても、精神的な損害や避難費用を含むその他実費等の損害が発生している場合は、その個別事情に応じた賠償が確実に実施されるよう改めて審議し、指針に示すこと。

2. 商工業者や農林業者等の営業損害に係る改めての審議と指針への明示

商工業者や農林業者及び町内の土地により収益を得ていた個人事業主等の営業損害についても、避難指示が解除されず町内で事業再開が困難な大熊町特有の状況を踏まえた賠償が実施されるよう改めて審議し、指針に示すこと。

3. 原子力損害賠償紛争解決センターの和解事例の指針への反映

原子力損害賠償紛争解決センターにおける和解仲介において、個別事情による精神的損害の増額等、指針の基準をこえた和解が成立していることを踏まえ、被害者・被害自治体に共通する事例については、等しく賠償が実施されるよう指針に示すこと。

4. 地方公共団体の財物賠償について

地方公共団体が所有する財物については、平成29年9月に審査会より「地方公共団体における不動産の賠償について」が示され、平成30年1月に東京電力ホールディングス(株)より「公共財物の賠償に関する基本的な考え方」が示されたが、当町における公共施設の多くは帰還困難区域内にあり、避難の長期化に伴い、今後、再整備を想定している。

そのため、避難指示区域内の公共施設においても、帰還に伴う整備費用負担が発生することから、中間指針第四次追補で示された住居確保損害の指針Ⅲ)を準用し、確実な賠償が実施されるよう改めて審議し、指針に示すこと。

原子力損害賠償紛争審査会

会 長 鎌田 薫 様

原子力損害賠償紛争審査会

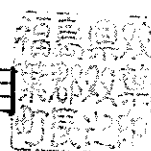
の今後の審議に向けた

要 望 書

令和元年7月25日

福島県双葉町長 伊澤 史朗

福島県双葉町議会議長 佐々木 清一



原子力損害賠償紛争審査会の今後の審議に向けた要望書

双葉町は、避難指示が出された自治体の中で唯一、町全域での避難指示が継続しております。

東日本大震災及び原子力発電所事故により全町避難を強いられてから、約8年4カ月が経過したいまなお、避難を余儀なくされた全町民は、各避難先で長期にわたる不自由な生活を余儀なくされております。

町では、平成29年9月に国から「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定を受け、町の復旧・復興の一層の加速化を図っておりますが、特定復興再生拠点区域は町域の約1割にしかならず、未だに町全体の復興の見通しは立っておりません。

このような中、双葉町民は将来への不安を募らせながら、長期間にわたり精神的・経済的にも耐え難い苦痛に晒され続けており、町民が被っている損害は中間指針で示された範囲を大きく上回っているものと町では認識しており、審査会におかれては、指針が現状の被害実態に見合ったものであるのか、しっかりと被害者の実態把握に努めていただきたいと感じております。

このことから、双葉町民の被害実態に即した賠償等が確実になされ、生活再建等を確実に果たすことができるよう、以下の事項について、審査会として確実に取り組むことを強く要望いたします。

記

1. 精神的損害を始めとする指針の適時適切な見直し

長期にわたる避難生活に伴い、被害者が抱えている問題は個別複雑化している上に、被害者が被っている苦痛は計り知れない状況であり、被害実態に即した抜本的な改善が必要であるにもかかわらず、平成31年1月に開催された審査会において、現時点で直ちに指針を見直す考えはないとの見解を示されているが、真に被害者の声に耳を傾けて審議や検証がなされてきたとは考えにくい状況です。

審査会としての責務を改めて認識し、被害者が今後の生活再建等を確実に果たせるよう、被害者の実態把握に努め、指針の適時適切な見直しに向けて、精力的に取り組むこと。

2. ADR和解事例の指針への反映

これまでに和解仲介手続が終了したもののうち、約8割が和解の成立がしている。このうち、類似している損害については、被害者に共通するものであると捉え、「指針」への柔軟な反映に向けて、審査会による審議が行われるべきである。審査会及び文部科学省、紛争解決センターの連携を密にし、審議を進めるとともに、東京電力が迅速かつ円滑に応じる道筋となるよう、指針に確実に反映すること。

3. 避難指示区域内の営業損害及び就労不能損害

避難指示区域内の商工業者及び農林業者の営業損害及び就労不能損害の終期については、中間指針において「被害者が従来と同等の営業活動を営むことが可能となった日を終期とすることが合理的である」とされていることを踏まえ、一律に終期を定めるのではなく、一括賠償後においても損害が継続又は発生している場合は、その個別事情に対する確実かつ迅速な賠償の実施について審議し、指針に明示すること。

4. 消滅時効について

平成25年12月に「時効延長法」が施行され、福島第一原子力発電所事故に対する民法上の損害賠償請求権の時効が3年から10年に延長されているところだが、未だ賠償請求権を行使していない被害者が多数いることから、将来にわたり、消滅時効を援用しないよう具体的かつ明確に「指針」に示すとともに、時効期間の延長により賠償基準の策定や賠償金の支払を遅延させないように、国及び東京電力ホールディングス(株)に強く申し入れること。

5. 避難指示解除の考え方について

双葉町では、「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に基づき、来年春頃のJR双葉駅周辺の一部区域及び避難指示解除準備区域の先行的な避難指示解除を目標としているが、今回の避難指示解除は、住民の帰還を伴わない特殊な解除であることを審査会として十分に認識し、町民間の公平性が確保され、被害者が不当な扱いを受けないことがないよう、国及び東京電力ホールディングス(株)に強く申し入れること。

6. 地方公共団体の財物に係る賠償

平成29年9月に開催された審査会において、「地方公共団体の不動産に係る賠償について」により、公共施設等に係る賠償の一定の考え方が示されたが、町においては、全町避難の長期化に伴う管理不能による公共施設の荒廃等が進んでおり、特に特定復興再生拠点区域内の公共施設は取壊しや修繕、再取得が見込まれることから、中間指針第四次追補で示している「住居確保に係る損害」の基準等を公共施設にも当てはめるよう、審査会として改めて審議し、指針を見直すこと。

原子力損害賠償紛争審査会

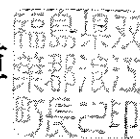
会長 鎌田 薫 様

東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する

中間指針に対する要望書

令和元年 7 月 25 日

福島県浪江町長 吉田数博



中間指針に対する要望書

「精神的損害」の損害額について

原子力損害賠償紛争解決センター（以下「ADRセンター」）における「総括基準（精神的損害の増額事由について）」（以下「総括基準」）は、複数の事件に共通する項目の基準とされており、総括基準に該当する浪江町民は多数おります。

現在でも、要介護・要支援の認定者数は約1,500名、身体、精神の障害がある方は約1,000名おり、住民登録上の各世帯について、避難先における同居の有無をみると約3,200世帯が別離しており、二重、三重の生活が伺えます。また、原発事故後の8年の間、乳幼児又は乳幼児であった方は約1,800人おり、持病をお持ちの方、避難所の移動回数が多かった方を含めると、本当に多くの町民が総括基準の事由に複数該当し、避難に伴い、より大きな精神的損害を被っています。

浪江町が町民を代理し行ったADRセンターへの集団申立ては、このような町民の避難の状況を踏まえ、被害の実態に見合った賠償を求め行ったものです。

仲介委員から示された「和解案提示理由書」（以下「和解案」）には、「申立人ら全員に共通する事情を前提にして、…十分に慰謝されているか検討を行った」うえで、「中間指針等が定める月額10万円ないし12万円では慰謝し尽くされていない」とされ、申立人一律の慰謝料の増額が示されました。

しかしながら、東京電力は、自ら定めた「3つの誓い」の一つである「和解案の尊重」を遵守せず、4年以上にわたり和解案の受諾を拒否し続けました。その結果、和解仲介手続きは打ち切れ、原子力損害の加害者である東京電力の一方的な解釈により、15,000人以上もの被害者の救済が阻まれました。

ADRセンターの和解仲介手続きでは、申立人の事情等を十分に斟酌された多数の和解事例があり、申立てにより、多くの被害者が救済されています。浪江町においても、個人による申立てを促進すべく、ADRセンターの協力を得て説明会等を実施しておりますが、申立件数は伸びず、被害の実態に見合った救済は程遠いものとなっています。

損害があるにも拘らずADRセンターへの申立てが進まない背景には、特に高齢や病気のある方等は、別離により家族等の支援を得られず、説明会への参加や申立書の作成が困難なことがあります。また、「集団申立ての和解を長年待っていた。もう、何もする気が起きない。」「町が行って駄目だったことを個人で解決できるはずがない。」と諦めてしまった町民もおり、集団申立てが長期化したうえに、和解案が反故にされた影響は深刻なものです。

総括基準に該当する多数の被害、集団申立てにより認定された多数の被害があり、「慰謝し尽くされていない」にも拘らず、被害者の一人一人がADRセンターに申立てをしなければ、被害の実態に見合った救済が図られないことは、原発事故が十数万人規模の被害者を生み出したことを考えたとき、極めて不合理であり理不尽です。

地域コミュニティ破壊による精神的苦痛について

浪江町においては、平成 29 年 3 月 31 日に帰還困難区域を除く地域の避難指示が解除され、2 年 4 ヶ月が経過する間、町内における公営住宅の整備、農業・漁業の再開、教育環境の整備等、徐々に復興を進め、今月には大手の小売店が開店され、ようやく、買物環境の改善が図られたところです。

しかしながら、町内で診療を受けることができるのは、内科、外科、歯科に限られ、他の診療科目は他市町村の医療機関に通院せざるを得ず、介護、福祉事業の再開も進めておりますが、入所サービスを受給するためには、他町村の施設を利用せざるを得ない状況です。

このような状況も一因となり、令和元年 6 月末現在の町内居住者は 1,057 人に留まり、原発事故避難前の 5%にも届きません。地域社会の基礎である「行政区」内に、居住者が数名から数十名の区域が大半であり、地域コミュニティの再生にも苦慮している状況です。一方、未だ避難先での生活を続けざるを得ない大多数の町民についても、賠償金に対する誹謗中傷があり、また、謂れのない非難を受ける等により、避難先のコミュニティに馴染めない苦境があります。

町内一円において家屋等の解体が進み、町の様相は劇的に変わっています。その様子を目の当たりにしたとき、帰還された町民にとっても、避難先で生活される町民にとっても、これまで脈々と受け継がれ、町民一人一人が築き享受していた、原発事故前の地域コミュニティは破壊され、二度と戻ることはないと痛感します。新たな地域コミュニティの構築には長い時間を要し、到底、容易なことではありません。

このことは、原発事故が引き起こした甚大な被害の一つであり、被害者に大きな精神的苦痛を与えているにも拘らず、何ら賠償責任は果たされておりません。

これらのことから、原発事故による多数の被害者が公平かつ適正に救済され、東京電力が加害者としての賠償責任を果たすよう、下記について、強く要望します。

記

- 1 「精神的損害」の損害額について、ADR センターの和解案及び和解事例を踏まえ、目安とされる「一人月額 10 万円」から引き上げるよう、中間指針を改定すること
- 2 地域コミュニティ破壊による精神的苦痛について、賠償すべき損害と認め「精神的損害」の損害額を算定のうえ、中間指針として提示すること